平成２８年（フ）第３３号
秋田県横手市平鹿町下吉田字高口狐森55番地
債務者　佐藤　康司
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４９５号
名古屋市名東区本郷２丁目11番地　コムシェソワ101号
債務者　内山　晋一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９５号
大阪府富田林市藤沢台２－２－245、住民票上の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番３－104号
債務者　ＷＥ進学スクールこと白山潤華こと白　　潤華
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
さいたま市西区大字指扇438番地１
債務者　小島　賢治
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
名古屋市中川区八熊１丁目２番３号　リバーハイツ新橋602号室、従前の住所名古屋市港区名港２丁目３番16号　ＶＩＰマンション名港204号
債務者　福田悠二郎
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　善隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３８号
大阪府茨木市学園町５番３－207号
債務者　松村　圭造
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１号
埼玉県川口市大字芝5346番地の２
債務者　田村　光夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県下呂市三原47番地１
債務者　山川商店こと　山川　直彦
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
埼玉県八潮市大字南川崎748番地14
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
横浜市中区本牧元町50番52－206号
債務者　早坂　貴宏
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２３号
横浜市中区本牧元町50番52－206号
債務者　早坂　啓子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
京都府与謝郡伊根町字亀島964番地
債務者　大谷　春好
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第７１号
埼玉県深谷市田所町16番19号、旧住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目４番25－308号
債務者　高井　宏介
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　一哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９７号
埼玉県深谷市東方3738番地２
債務者　瀬戸　正博
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２０６号
広島県福山市西深津町３丁目３番46－302号
債務者　池田　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８１号
愛知県みよし市三好町八和田61番地、前住所愛知県みよし市三好町荒池29番地９
債務者　平下　香織
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０９３号
東京都荒川区西尾久３丁目20－１－403
債務者　柄澤　　格
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部